

フリッツ・ナフタリ編

# 経済民主主義 (10・完)

山田 高生 訳

## 第五章 社会主義への途上における経済の民主化の要求

これまでの章では、現在における経済民主主義的發展の萌芽と、労働力の代弁者としての労働組合がこの發展過程のなかで演じてきた、そして現在も演じている役割について叙述し、そのなかから、資本主義から社会主義へいたる経済制度の變化のひとつの過程として経済の民主化を生み出した基本的理念を導き出すように努めてきた。

われわれは、多様な現象のなかで三種類の發展傾向を明確に觀察することができる。

第一に、公益が私益をますます圧倒する傾向が経済のなかに見られる。

第二に、生産手段の処分権を企業家の独裁支配から奪いとる傾向が増大するのを見ることができる。いたると

経済民主主義 (10・完)

ところで共同決定の思想が呼び起される。經濟を自分だけの事柄と考える企業家の専制は、多くの分野ではまだ打ち破られていないが、しかし問題になってきている。

第三に、新しい分配秩序をつくり出そうとする傾向が見られる。社会保険立法は、つぎのような考えを表わしたものである。すなわち、人間の権利はその經濟的存在のうえに成り立っているのだから、国民総生産の分配はもはや自由な交換經濟に委ねられるべきではなく、社会的観点にしたがって分配を可能にする一定の軌道に導かれねばならないという考えである。

これらの傾向を実現せしめる力は、決して統一的なものではない。一方では、労働者階級自身の力が自己救助を通じていかに新しい社会的生活形態をつくり出すかということがある。——団体協約、消費協同組合、労働組合の事業經營を思い浮べてくれればよい。他方では、國家の力が労働運動によってひき出される。經濟・社会政策が問題となるところではどこでも、労働者保護と労働者保険によって、經濟的自治団体の拡充によって、および労働者代表の参加によって、國家は社会的意味において活動し、同時に新しい經濟秩序の推進の担い手になる。

新秩序をめぐる葛藤のなかから得られた經濟民主主義の理念は、社会主義の実現にむかって実践的な道を見出そうとする努力の表現以外のなものでもないが、これは今や、今日の社会・經濟政策の実践的課題にたいする労働組合の態度に反作用する。労働組合が対決しなければならぬ日常的問題のどれをとり出して、その態度は個々の点で新しい社会生活の形成にむかうための必要な方途として經濟の民主化の基本的見解によってつねに影響をうけるだろう。

われわれはこの本のなかで、明らかに經濟の民主化の萌芽であると認めることができる分野について語ってき

た。しかし、この分野そのものはたえず拡大するだろうし、そして労働者のために且つ新しい経済秩序の形成のためにたえず拡大されねばならないのである。ひとつの例として、ここでは、経済全体のために資本の流れを計画的に管理するという非常に重要な課題を想起していただく。現在、資本の集積は個々の企業でもまた個人のところでも恣意と偶然の影響のもとで行なわれている。そればかりでなく、個々の出資者から銀行や他の機関に集められる資本の流れもなんら規制をうけていない。つまり共同経済的計画なしに、種々な分野における様々な収益見込みによってのみ方向づけられて、再び経済に還流されるのである。経済の全生産から高い金融利得を吸い上げるこのような恣意的な過程に代って、いずれは全経済のために資本の流れの計画的な管理が行なわれねばならないだろう。中央紙幣発行銀行は、信用量に影響を与えることができる機関として資本配分に影響を与える方向で強化される。資本の流れにたいする中央の影響は、公営銀行制度の拡大とともに増大するだろうし、共同経済の影響下にある諸団体を有する産業が力を伸ばしてくれば、その影響は否応なしに現われてこざるを得ないだろう。おそらく、国家による強制的な資本形成も国家による資本の無償払下げも、たとえば今日われわれが住宅資金の融資の分野で体験しているように、将来その重要性をますます増大するだろう。ここでは問題だけを指摘するにとどめ、経済の民主化への途上で設定される課題は、現時点でその萌芽を明確に認識できる分野に限定せず、経済生活のより広い分野にたえず拡大するということを示しておきたい。

共同経済への発展を促進するため労働組合の力を投入するには、根本的に異なる二つの形がありうるし、必要でもある。ひとつは、立法と公的行政に向けられる要求である。これは、労働組合が労働者の代表として力を入れるところであり、民主主義国家のなかでの労働者の政治的権力の強化と結びついて確かな地歩を占めるのに必要

である。他は、組織された労働者によって直接——国家への迂回なしに——新しい民主主義的な經濟形態の構造を実現するという課題である。立法と行政にたいする個々の要求と労働者が經濟民主主義を実現するために設定する個々の課題について、ここではひとつひとつと上げることはできない。むしろ簡潔に、指針をあげておくことにしよう。この指針は、現在の労働組合の行動のために、つまり經濟の形成の分野で労働者の現在の利益をまもるために、經濟の民主化の分野についてこれまでの章から導き出されたものである。

1 労働法の整備、非常に広い意味での労働時間立法による労働力の保護、婦人とりわけ妊婦、青年、老人の保護。

2 健康を損っているため働くことができない者、妊婦と老齡によって働くことができない者、あるいは經濟情勢のために一時的にその労働力を利用することができない者すべてに、生活していくことのできる完全な保護を与える社会保障の拡充。

社会保障における自治の形成と労働力の代弁者としての労働組合の承認。

3 經濟全体の生産力の展開の成果にたいする労働者の取り分の増加を旨とする計画的な賃金政策。

4 經濟協議会の権利の保障と拡充。経営が同じ地域にあるかどうかにかかわらず、合併した企業について全  
経営協議会の設置。  
(178)

5 国や地方自治体によって經濟政策の審議や經濟政策の職務を委託されているすべての団体において、労働者の同権的代表の実施と組織された經濟勢力による經濟政策への参画の拡充。

6 価格形成を究明し影響を与えることができる労働組合の協力のもとで、あらゆる独占的企業組織や企業にた

いする国の監督局の設置。

独占的企業組織の業務管理における労働組合の法的代表。

- 7 鉱山業における既存の自己管理団体の改革。——被用者の真の同権をつくり出すことによって、および経済全体の利益をまもるために国家の主権を同時に承認しながら自主管理団体の活動分野を形成することによって、自主管理団体の構成を改革すること。

適当な分野について工業の統合を自主管理団体にまで拡げること。

- 8 とりわけ一般必需品の供給分野について、公共団体による経済活動の促進と形成。

公営企業に私経済的形態を適用するさいにも、民主的団体の主権を保証すること。

- 9 農業における計画的な増産。——とりわけ、協同組合的結集の促進、耕地整理と土地改良、農業専門学校の拡充、価格変動をおさえる計画的な販売組織によって、これを行なう。

- 10 消費協同組合とその自主生産を全面的に支援すること。

- 11 適当な分野における労働組合の事業経営。——とりわけ労働者銀行に資本力を結集することによって、これを行なう。

- 12 教育独占の粉碎。

小学校の分野で、ドイツの非宗派別学校（宗派混合学校）を正規の学校に昇格させること。

小学校を労働学校として拡充し、小学校の義務教育年限を九年に延長すること。

職業教育の拡充。これはすべての青年を掌握し、能力のある者が十分価値のあるある職業学校・中学校・高

(179)

等中学校に入学できるように道を開くべきである。

経済と行政の専門学校と同種の教育施設を特殊学校として承認し、訓練をうけた労働者の需要増加にあわせて増設すること。

古くさくなった資格制度の障害を取り除き、あらゆる単科大学への道を開くこと。

これらの指針には、労働組合が強力に主張しなければならぬ皆さんの要求と課題が含まれる。労働組合は賃金・労働条件をめぐる闘争のなかで、労働力の利益の直接的擁護というその本来の課題と密接に結びつきながら、働らく人間の解放という偉大な未来の目標に奉仕するのである。

労働者階級は自らの経済的代表を自由労働組合に組織したが、彼らは経済の民主化をこえて社会主義のために、すなわち、新しい経済秩序と新しい社会組織のために努力する。われわれは、その細部について今日まだわかっていないところがあるが、しかし経済生活の発展傾向を研究し、労働者のなかに生きている改革への意思を認識するならば、その見取り図はきつと見えてくるだろう。将来の経済の基礎は、経済の形成と支配に参加する人間の平等の権利を承認することからはじまる。ある人間集団が他の人間集団を支配するという形では、もはや経済活動は営まれないだろう。支配は所有を根拠に行なわれるのではなく、また出生によって条件づけられた個人の優越から行なわれるのではない。自由な民主的基礎にもとづいて行なわれる指導者選抜のもとで、労働力と個々人の消費についての主権が帰属する共同体からのみ支配は行なわれるのである。このような基礎のうえに共同経済の多様な形態が構築される。最高の能率という計画的目標は、個々の点での経済の形成にとって決定的で

ある。経済形態の変化に、所得分配の変化と所得関係の変化が対応する。努力を重ねながら経済の民主化を経由して一歩一歩進まねばならない成長過程のなかで、社会主義が現実になったときはじめて労働者の目標が達成される。その目標とは全国民の文化的力を展開し、諸国民の平和的共存と文化的共同作業を保証するための前提を形成することである。

平和の保証と国際的な経済関係の形成の分野についても、いろいろな国の労働者は、その社会主義的目標が実現する日を坐して待つということではない。国際的にはここでもまた、現代の資本主義の発展のもとで、組織された労働者はその力を投入して世界経済の新秩序の形成に影響を与えるため、建設的な仕事にたずさわるといふ課題の前におかれているのである。

戦争の結果もたらされた国際経済関係の分裂——これは今日なお完全に克服されたわけではない——にもかかわらず、とくにヨーロッパにおける関税障壁の強化——そのもとで国際分業は損害をうける——にもかかわらず、そしてソビエト・ロシアがその経済制度によって世界経済のなかで特殊な地位を占めているにもかかわらず、貿易関係による経済の国際的錯綜関係は、戦後十年にして少くとも再び戦前の緊密な状態に達した。しかしながらこれをのりこえて、新しい形態の経済の国際化が実施されるようになってきた。国際的なカルテル、コンツェルン、トラスト組織という形態での資本主義的企業の国際的結合は、戦前には見られなかったほどの範囲で行なわれており、重要性を獲得した。このような国際的資本主義経済の新段階に特徴的なことは、古い産業が（石炭鉱業の例のように）なお頑固にナショナルな限界を維持しつつづけるか、あるいは（鉄鋼の例のように）むしろ協定とカルテルの形で国際的結合を実現するかのいずれかであるのにたいし、まさしく新たに急速に発展した産業は、最

初から、著しく國際的に組織されたことである。相互の資本参加、特許の交換、姉妹会社の共同設立、國際コンツェルンへの直接併合が非常に多く觀察される。このような發展の道を、とりわけ合成化学の目ざましい成功によって生命をふきこまれた産業が先頭を切つて進む。たとえば人絹産業は、最初から激しい國際的錯綜關係にまき込まれた。また石炭からの採油についていえば、人工ガソリンの最初の一リッターが市場に出まる前に、ドイツの新合成燃料の生産者とこれまで指導的地位にあつたアメリカのオイル生産者とのあいだで競争の区画割りにかんする協定が成立したことが特徴的な現象である。電気産業もレコード産業も、國際的錯綜關係と國際的な資本主義的権力地位の形成をもつとも強力に代表する産業のひとつである。

世界經濟の組織化の萌芽は、國際的な金融連合と産業連合のなかに見られるが、しかしそれはもともと經濟の民族的対立を止揚するものではない。國際カルテルの内部では、しばしば販売割当てをめぐつて民族間の闘争が行なわれる。巨大な資本勢力の政治は、國家の政治を従属させようと努める。労働者は、このような發展によつて多くの分野でますます強力になりつつある資本勢力に対抗していかなければならない。それゆえ労働者は、労働条件をめぐる闘争も生産組織への影響力の獲得をめぐる闘争も、広範囲にわたるこのような企業集中化に対抗して、必然的に國際的な土俵のうえで行なわなければならないのである。

そのばあい労働条件をめぐる直接的闘争が問題であるかぎり、労働者の職業団体の國際的結集の強化が、彼らの闘争が成功するための無条件な前提である。經濟政策的行動が問題であるかぎり、労働者は最初から、國際連盟と連携して成立するような經濟政策の國際機關の形成の萌芽に最大の注意を向けなければならない。一九二七年のジュネーブ世界經濟會議では、労働組合の代表者は——もちろんその数は、國家代表および金融・商業・産

業グループの代表が圧倒的多数であったのに比べると、少数ではあったが——、国際的規制の作成に協力したい旨の労働者階級の要求を訴える機会が与えられた。すでに当時、国際経済局は国際連盟に編入されるべきだという要求がかかげられた。国際連盟では、組織された労働者の協力は国際的な企業家層にたいし完全な同権のもとで保証されねばならなかったからである。つまりそこでは、国際経済局は国際的商品交換を發展させるために当面する障害をとり除くばかりでなく、各国の監督機関を基礎にして国際的なカルテルとトラストの監視を行なうべきであるという要求がかかげられたのであった。

国際資本勢力の支配に対抗して、種々な国の組織された労働者の影響を求める闘争は、経済の民主化をめぐる闘争のもっとも重要な現象のひとつであり、将来もおそらくそうだろう。この闘争力は、国際連盟におけるように、経済の新しい国際組織の萌芽が見られるところでもまず發揮されねばならない。このような国際的分野での闘争は、ナショナルな分野での経済の民主化をめぐる労働組合の闘争をますます補完するものでなければならぬ。

経済民主主義——その多面的内容をすべて基礎づけることがこの本の課題であったが——への呼びかけは、現代労働運動の目標をならん変更するものではない。社会主義の経済的文化的目標は、労働者階級の解放闘争の目標でもある。しかしこの闘争の内部では、経済の民主化への呼びかけは、目標にいたる道すじを明らかにすることを意味し、そして現在の闘争はこの道すじにそって一步一步解決されねばならないのである。これによって当面の要求が——資本主義世界の内部で今後とも闘われねばならないのだが——前面に押し出されるならば、さらに、この要求が資本主義から社会主義への發展についてわれわれが描く全体像のなかに組み込まれるならば、そ

それは究極目標の達成にたいするあきらめの政治とはまったく関係がない。同様にそれは、経済の民主化が闘うこととなしに、熟した果実のように労働者階級の懐にころがりこむかのごとき幻想をふくらませることともまったく関係がないのである。むしろ闘争のつぎのステップを明らかにすること、つまり、経済発展によって労働組合がおかれる新しい闘争戦線を照らし出すことは、労働者の闘争意思を鼓舞するもっとも重要な手段である。経済の民主化へのどんなわずかな進歩でも、同時に未来の大きな理想を実現するための礎石であるという洞察は、現在の闘争を精神的に高めるものである。

× × ×

附録一 ドイツにおける公共経済の規模（第一章第三節）

公共経済の意義は、ドイツの国民経済全体の枠内でのみ評価することができる。つぎの数字は、一九二五年の売上げ額を示している。公営独占企業の粗収入のなかには、国庫や市の会計課に納入される剰余金も含まれるので、この分の剰余金は当然差し引かれている。それは事業収益としてではなく、つねに租税とみなされていたので、事業そのものに投資された剰余金だけが売上げ額に含まれるにすぎない<sup>(1)</sup>。

(1) 国庫に納入された事業の剰余金は、一九二五年には現金ではば二億マルクに達した。物納の形で振り替えられる分がこれに加わる。国庫に納入されたファイアクの剰余金は、ほぼ六〇〇万マルクであった。国営郵政事業は、一九二五年には一二〇〇万マルクしか納めなかったが、つぎの兩年には、もちろん七〇〇〇万マルクと一億マルクを納入した。国の国鉄優先株の利子は、今やほとんど五〇〇〇万マルクに達している。国鉄の政治的負債（賠償支払）

は、アメリカの私鉄の利子債務の限度を越えていないのだから、差し引かれる必要はない。全部合計して国庫に納入された事業剰余金は、多く見積っても五億マルクである。その一部を租税としてでなく経済的収益と見なすなら、総売上げの見積額はわずかばかり——せいぜい三〜四パーセント——高くなるだろう。

国の電力生産のなかには、あらかじめ国に所属する褐炭の価値が含まれており、都市のガス工場のなかには国鉄の石炭運送料が含まれていること、そして、公営の大発電所の電流は最初は地方自治体の配電所に流れ、そこから始めて個人の買い手に売られること、——こうしたことから生ずる二重支払は、推定で控除されている。それゆえ以下の見積り額は、個人の買い手への配分を含む公営企業のすべての生産高の価値を示している。純粋な公営工場の生産のほかに、株の持分の割合に応じて公共団体の懐に入る生産配当金も算入されている。この配当金は、一九二五年にはほぼ七億から八億マルクに達していたと思われる。

売上げ額〔単位〕十億マルク（一九二五年）

国営郵政事業（一九二五〜二六年）	一・七一
国鉄	四・六七
ガス事業（副産物も含む）	〇・五〇・六
電気事業	一・一〜一・二
市電、バス、高架鉄道	〇・四
水道事業	〇・二

経済民主主義（10・完）

經濟民主主義（10・完）

鉦山と工業

〇・三

林業（一九二六年）

〇・六

〔合計〕

九・四〇・七

この計算には、州と国の自動車路線の分担分（国鉄と郵便ではない）と上級の地方自治体連合（地方自治体ではない）の自動車路線の分担分、さらに航空輸送への参加、最後に前の注であげた個々の国営事業は含まれていない。運河通行税についても、運河建設費を全部補填しているわけではないが、考慮されてしかるべきであったと思う。（以下を見よ。）さらに、公的信用制度と保険制度の國民經濟的生産高も考慮されるべきであったろう。これらの事業については、売上げ額はなんら報告されていない。その管理費が國民經濟的生産高の下限とみなされるからであろう。これは一九二五年には、国立銀行でほぼ八五〇〇万マルク、社会保険では一億八〇〇〇万マルク、貯蓄銀行では（一九二四年に）六五〇〇万マルクに達した。その結果、他の公的信用制度と保険制度を加算するなら、ほぼ四億マルクになるにちがいない。

それゆえ、一九二五年の全公営事業の生産高の國民經濟的価値を、ほぼ百億マルクと見積るなら、おそらく大過はないだろう。なお、他との大きさを若干比較しておくならば、重工業（石炭、鉦石業、金屬、鉦石生産）、機械工業、電気技術産業によってつくられた価値は、あわせて同じくほぼ百億マルクの額であること、そして景氣研究所が農生産の価値を同じ年に百億マルクと見積っていることを指摘しておく。同研究所は、一九二五年における國民の被服と靴の住民の消費を八四億マルクと報告している。（これは、前述の見積額と同様に、おそらく大変低

い見積額である。)

(2) 重工業については官庁の数字から、機械・電気技術産業についてはジュネーブの世界経済会議に提出された連合会の数字から算出した。消費された鉄の価値は、後者から差し引かれている。

戦前と比較すると、一九二五年の全生産にたいする公営事業の割合は、ザール国営鉱山を失ったにもかかわらず、ほとんど同じであったか、あるいはおそらく若干増加させた。しかもそれは、主として電力生産(およびこれと結びついた褐炭産業、窒素産業、アルミニウム産業)の急増によって増加したのである。国鉄、郵政事業、プロイセン鉱山業およびその他の事業は、戦前の最後の年の予算ではほぼ四九億マルク、あるいは卸し売り物価指数に換算すれば、時価は、七九億マルクであった。これにたいし一九二五年には、国鉄、郵政事業および(プロイセンとプロイセン外の)工場は、領土が戦前より小さくなったにもかかわらず六七億マルクを取得した。領土の割讓の結果生じたガス・水道・木材生産の損失は、(時価に換算して)おそらく三億マルクに達するであろう。しかし全体でおよそ三分の二〇億マルクのこの減少は、公営電力生産の六倍の増加、もしくはほぼ十億マルクの増加に見合っている。一九二七年については、一九二五年に比べて、公営事業の生産増加をさらに四分の三〇億マルクと推定することができる。このような増加分の一部(交通収入)が景気回復に帰せられるのにたいし、他の増加分は国民経済の電力への切り換えがたえず進行していることの結果なのである。したがって電力について公営事業の占める割合は、翌年にはさらに増加することになる。他面では、いずれにせよモンタン産業とガス工場建設産業の長距離ガス供給計画が、エネルギー経済にたいする民間資本の影響を再び高めるおそれがある。さらに、新しい交通手段である自動車と飛行機は、鉄道列車とは対照的に民間で経営され、常設の交通施設(道路、

飛行場、ばあいによってはガソリンスタンド) だけが公的所有にとどまるにすぎなくなる。そのかぎりでガソリンエンジンの勝利の行進は、公営交通の機能を変える。だがこのことから、国民経済にたいする公共事業の割合が減少すると考えてはならない。なぜなら、第一に自動車と航空路線の経営が、第二に道路工事と道路維持という大きな仕事に前面に現われるからである。われわれは、この公共経済の重要な部門である道路工事を上の表のなかに入れることができなかった。それは補助金事業のひとつであり、料金からでなく一般租税から融資されているため、売り上げ額を確定することができないからである。交通路(水道も含む)にたいする総支出は、一九二五年には八五億マルクに達し、戦前の総額の二倍であった。そのうちほぼ六億マルクだけが、とくに道路整備のため定められた自動車税の分にすぎなかったのである。その後、この税からの収入は二倍になったが、道路工事のための支出総額も少くとも同じくらい増加した。それゆえ将来、公共団体がこれまでの主要な領域(交通、エネルギー経済、林業)の拡充を行なわなくとも、生産総収益にたいするその割合は少くとも維持されるのであって、低下することはほとんど考えられないのである。

上であげた公営事業はすべて資本集約的経営であり、大規模な設備と比較的わずかな人間労働力の支出で動いているので、就業人口総数にたいする公営事業で働らく人間の割合は、全生産にたいする公営事業の生産の割合よりも少ない。一九〇七年には、就業人口の二、〇分の一(あるいは商業、交通および工業に就労しているものの九分の一)が公営事業で働らいていた。全体でその従業者は、ほぼ一五〇万人で、しかもほぼ七〇万人は鉄道、三〇万人は郵政事業、ほぼ三〇万人は州の事業、一七万五〇〇〇人は市町村の事業、四万人が国の事業であった。一九二五年については、数字はまだ完全にはそろっていない。鉄道と郵便の職員は、ドイツの就業者総数の増加に比

べて増加していない。最近上昇した電気産業は相対的にわずかしか雇用しないので（ほぼ九万人の労働者）、公営事業の被用者の割合はほとんど増加していないと思われる。それゆえ、消費者としての労働者にとっては公営事業で生産された生産物の意義は幾分上昇したが、しかし賃金受取人としての労働者にとってはほとんど上昇していないのである。

× × ×

## 附録二 国営の経済・管理団体における労働組合の協力（第二章）

ドイツ郵政事業

郵政事業財務法（ドイツ法令集一九二四年I、二八七ページ）と改正（ドイツ法令集、一九二六年I、四二〇ページ）  
管理協議会の構成

提案者	委員
衆議院	十名
参議院	十名
大蔵大臣	一名
大蔵省と参議院の了解のもとで、郵政大臣が	
ドイツ郵政事業の職員のなかから	七名
参議院の同意により大蔵省との了解のもとで、	

経済民主主義（10・完）

經濟民主主義（10・完）

郵政大臣が經濟と交通の分野から……………十二名

計 四〇名

全体の任命は、大統領によって行なわれる。十二名の經濟代表者のなかには、目下のところ（交通労働組合から提案された）一名の労働組合代表がいる。

管理協議会は、管理の重要な問題をすべてにわたって専門家の立場から聴取する。それは、見積りと免責、信用、責務の弁済、交通施設の利用原則、郵便・電報・電話料金・労働者と職員の賃金協約の締結原則、郵便振替貯金の投資と利用の原則、新規の營業部門の引受けと既存の營業部門の廃止について決定する。予算をオーバーする支出は、郵政省の反対をしておして行なうことはできない。

管理協議会の決議の執行が公益の観点から責任を持たない場合は、郵政省の申し出によって政府がこれを決定する。この決定の中止は、衆議院と参議員が一致して決議し、中止を要求するとき行なわれる。

管理協議会の業務規定は、政府によって定められる。

管理協議会は実務委員会を任命する。

選出期間は三年、もしくは衆議院の任期終了時である。

ドイツ国有鉄道

ドイツ国有鉄道審議会にかんする規定（ドイツ法令集、一九二二年II、七七ページ）

(a) 州鉄道協議会

十三の州鉄道協議会は、選出されたのち任命されるメンバーから構成される。選出されるメンバーは、全国的に組織された経済団体（商業会議所、工業会議所、手工業会議所、農林業会議所等々）と被用者（労働者、職員、官吏）の労働組合組織から派遣される。任命権は所管の州政府が持つ。「被用者の労働組合組織から選出されるメンバーは、中央団体の幹部会によって選ばれる。選挙方法と個々の労働組合グループ間に割当てられるメンバーの配分については、労働組合のグループ間で了解が成立しなければならない。運輸大臣は、全国経済協議会の意見を聴取した後、どの団体がこの規定の意味における中央団体としてみなされるかを定める。」構成は、十三の地区について種々である。

(b) 全国鉄道協議会

全国鉄道協議会の構成

大統領による任命……………

議長 一名  
副議長 一名

州鉄道協議会から選出……………五〇名

全国経済協議会による任命……………二〇名

計 七二名

経済民主主義（10・完）

經濟民主主義（10・完）

二つの州鉄道協議会は、各五名の代表を選出する。七つのそれは各四名、四つのそれは各三名選出する。それぞれの地区の代表のなかには、少くとも雇主一名と被用者一名が含まなければならない。

全国經濟協議会によって任命される代表のなかには、私鉄、内陸航行、海洋航行、手工業および鉱山業の各分野からそれぞれ雇主代表一名と被用者代表一名が含まなければならない。全国經濟協議会によって任命された五名のメンバーと州鉄道協議会によって選出された十二名のメンバーは、ドイツ労働組合総同盟と自由職員総同盟のグループに属する。

全国鉄道協議会は鑑定の仕事をする。選出期間は三年である。メンバーは（議長、副議長を含めて）国鉄に勤務している者であってはならない。その業務規定は運輸大臣によって作成される。運輸大臣は常設委員会を選出する。

全国水道事業

全国水道事業審議会にかんする規定（ドイツ法令集、一九二五年Ⅱ、五ページと五一五ページ）

(a) 地区水道審議会

八つの地区水道事業審議会の構成は、議長、副議長、運輸大臣によって任命される専門家、および国鉄代表者一名から成る。任命されるメンバーについて種々な經濟集團——そのなかに「労働組合組織とその他の被用者（官吏、職員、労働者）と消費者の連合体」も含まれる——は、一定の構想にしたがって提案権を持つ。

(b) 全国水道審議会

全国水道審議会の構成

大統領による任命……………	議長 一名
副議長一名	
地区水道審議会から「互選」による選出……………	五四名
運輸大臣による任命……………	十二名
運輸大臣によって決められる国鉄代表……………	一名
計	六九名

地区水道審議会のメンバーのうち、十二名は被用者と消費者に割り当てられる。運輸大臣は労働組合員を一名任命する。

全国水道審議会は鑑定の仕事をこなす。その業務規定は、運輸大臣によって作成される。運輸大臣は主務委員会を選出し、そのほかの委員会を設けることができる。選出期間は五年。

火酒独占事業

(ドイツ法令集、一九三二年、四〇五ページと六九〇ページ)

経済民主主義 (10・完)

経済民主主義（10・完）

審議会の構成

衆議院から「互選」による指名	五名
参議院から「互選」による指名	五名
全国経済協議会から「互選」による指名	三名
大蔵大臣による任命	一七名

計 三〇名

この最後のメンバーの任命は、大蔵省の定める連合会と組織の提案で行なわれる。このなかには、つぎの者が含まれなければならない。

農家の火酒醸造業の代表	五名
穀物醸造業者、精密醸造業者、酵母醸造業者、果実醸造業者、小醸造業者にふりあてられる代表	四名
火酒醸造業の被用者代表	三名（うち職員一名）
消費産業の代表	二名
最終消費者の代表	二名

計 一六名

それぞれ一名の被用者代表の提案権は、ドイツ労働組合総同盟と自由職員総同盟、つまりドイツ労働組合同盟と労働組合連合が共同で持っている。最終消費者の提案権は、全国都市会議における消費者団体連合会の労働共同体が持っている。

特殊な用件については、国の独占管理局と審議会とが合同の会議を持ち、単純多数決で決定する。そのさい独占管理局は三票を行使する。この特殊な用件とは、年間の火酒醸造権、基準価格、値上り分価格、販売価格、例外事項のことである。合同の決議にたいして、国の独占管理局、もしくは少くとも五名のメンバーの申立てによって大蔵省に苦情を申し出ることができる。これについては参議院が最終的な決定を下す。

選出期間は五年、または（最初の三つのグループについては）団体の定めるところによる。

## 国立銀行

銀行法（ドイツ法令集、一九二四年Ⅱ、二三五ページ）

中央委員会（株主の常設委員会）

このメンバーは、国立銀行重役会の提案で「銀行業、工業、商業、農業、手工業および被用者の各グループから、しかもドイツ人株主のなから」総会によって選ばれる。「適当なばあい」中央委員会の「鑑定発表」を求めることは、銀行の自由にまかされている。ドイツ労働組合総同盟の代表は、中央委員会に所属する。

經濟民主主義（10・完）

電力産業

電力産業の社会化にかんする法律（ドイツ法令集、一九二〇年、一九ページ）

審議会の構成

衆議院の代表……………五名

参議院の代表……………五名

労働者・職員組織の代表……………五名

専門家……………二〇名

計……………三五名

二〇名の専門家は、つぎのごとく任命される。

中央政府から……………四名

州から……………四名

地方、市町村連合体、市町村の代表から……………四名

ドイツ中央労働共同体とドイツ農業協議会から……………四名

ドイツ工業・商業会議から……………二名

ドイツ手工業・中小企業会議所会議から……………二名

計……………二〇名

審議会は鑑定の仕事を行なう。参議院によって承認された業務規定がある。組織の代表者のうち四名は、ドイツ労働組合総同盟と自由職員総同盟に所属する。

#### カルテル裁判所

経済的権力地位の濫用にたいする規定（ドイツ法令集、一九三三年I、一〇六七ページ）

カルテル裁判所は、一名の議長（この者は、副議長も同様、裁判官の資格を有する者でなければならない。大統領によって任命される）と四名の陪審官から構成される。陪審官は、全国経済裁判所の長官が決定する。陪審官のうち二名は、「経済的利害の対立関係を考慮して任命され」、経済大臣が作成するリストから選び出される。リストにはドイツ労働組合総同盟の代表一名が入る。

(192)

#### 財務裁判所

財務裁判所の形成にかんする規定（ドイツ法令集、一九二二年、一二四ページ）

財務裁判所の名譽職メンバーは、半数が自主管理機関や州の代表によって選出され、他の半数は公法で定められている職業身分代表によって選出される。州財務局長官は、被選挙者数と選挙資格のある公法上の職業身分代表を定める。地区労働者協議会に割り当てられるメンバー（と代表者）は、州財務局長官の詳細な規定にしたがって自主管理機関や州代表によって暫定的に選ばれる。彼らは、経済的利害代表と職業団体の意見を聴取した後、選挙の提案をすることができる。

## 経済民主主義（10・完）

財務裁判所は、財務局の決定に逆って任命がなされたばあいに決定を下す。

### マッチ産業

マッチ製造の許可義務にかんする法律（ドイツ法令集、一九二七年I、一二三ページ）

（経済大臣による）新規事業の承認が行なわれる以前に、全国経済協議会の意見が聴取される。

生産量と価格の規制は、民間会社であるドイツ・マッチ販売株式会社によって行なわれる。マッチ製造業者はすべてこの販売会社に所属している。経済大臣は価格に異議を申立て、引き下げる権限を持っている。会社の株の半分はスウェーデンのトラストに属し、他の半分はマッチ株式管理有限会社に属している。後者の株については、全国信用株式会社が国の受託者として過半数を所有している。労働組合は、この会社のいずれにも代表されてはいない。

### 経済団体

タール原料とタール生産の経済団体

タール経済の規制にかんする規定（ドイツ法令集、一九二〇年、第一上半期、一一五六ページ）。一九二四年一月十二日の条令により廃止（ドイツ法令集、一九二四年I、二九ページ）。

硫酸經濟の規制にかんする規定（ドイツ法令集、一九二〇年、第一上半期、二二三ページ）。一九二三年六月十九日の条令により廃止（ドイツ法令集、一九二三年I、四〇〇ページ）。

### 鉄工業団体

鉄工業の規制にかんする規定（ドイツ法令集、一九二〇年、第一上半期、四三五ページ）。政府からも、議長である企業家代表からも会合の呼びかけなし。

✽ ✽ ✽

## 目次

（ ）内原文ページ数

まえがき	3
序論 経済民主主義の概念と本質	7
第一章 経済の民主化	19
第一節 自由競争から組織された資本主義へ	21
第二節 経済的自治団体	35
第三節 公営企業	53
第四節 消費協同組合	73
第五節 労働組合の事業経営	87
経済民主主義（10・完）	

経済民主主義 (10・完)

第六節 農業における発展傾向	97
第二章 国家の経済政策の諸機関の民主化	155
国家における労働組合の地位	117
第三章 労働関係の民主化	127
第一節 物権法から債務法を経て労働法へ	129
第二節 社会政策的自治と労働局	144
第三節 経営民主主義と経済指導	151
第四章 教育制度の民主化	155
教育独占の粉碎	157
第五章 社会主義の途上における経済の民主化の要求	173
附録一 ドイツにおける公共経済の規模	185
附録二 国营の経済・管理団体における労働組合の協力	188

(完)